

# 平成27年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 公認会計士 柏木勝広

＜対象事件＞ 農林水産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について

＜選定理由＞ 愛知県では、平成16年4月に施行された「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」の基本理念の実現を目的として、平成23年5月に「食と緑の基本計画2015」を策定・推進している。また、農林水産業の振興は、平成26年度予算の「7つの柱」の施策のうち「元気な経済・産業・地域づくり」の一部に位置づけられるとともに、平成26年3月に策定された「あいちビジョン2020」においても「農林水産業～競争力ある農林水産業に向けて」が12の重要政策課題の一つに位置付けられ、農林水産業の市場拡大・経営革新、生産性の高い農林水産業の展開、持続性のある農林水産業の発展が主な政策の方向性に掲げられている。こうした点から、県にとって重要であるとともに、県民の生活に密着し、県民の関心が高い領域と思われるため、当該施策の財務事務について、法令等に対する合規性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、県にとって大きな意義があると考え、監査テーマとして選定した。

＜指摘・意見＞ ※ 違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】（個別的事項5点）、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】（総括的事項14点、個別的事項87点（個別的事項を総括して記載しているものもあり、それぞれ単純に集計している））と表記した。なお、本紙では、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載した。

## 【外部監査の結果—総括的事項—】

### ▲ 食と緑の基本計画2015について(33～35, 58, 59, 115, 116 頁)

1. 目標設定について … 【目標自体の設定の妥当性に課題のあるもの】「県産農林水産物の輸出品目数」：意欲ある生産者等に対する輸出機会の創出に努めていくことが重要なため、商談件数等他の指標について検討されたい。  
【目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるもの】「学校給食における地域の産物を活用する割合」：規格・サイズ、価格、安定供給等の課題があり、活用割合を向上させるためには、学校と地域の農業関係者等との連携等の促進が望まれる。
2. 基本計画における関係団体との役割分担について … 基本計画に掲げる目標は地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどであり、県は多様な関係団体が主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進行管理の実施について検討されたい。

### ▲ 健康増進の観点を踏まえた県産野菜の消費拡大について(35～38 頁)

県の健康寿命は全国の都道府県のなかでも有数であるが、1日当たり野菜の摂取量が男女とも全国最下位である状況を踏まえ、野菜の健康増進効果に着目してその機能性をPRすることにより、県産野菜の消費拡大と健康増進の双方を高める取組みは有効であると考え。

### ▲ 農地の集積・集約化の進展策について(39, 40, 125, 126 頁)

農地中間管理事業による集積目標1,000haに対して、平成26年度の貸付決定面積は136haであり、制度の周知・啓発がまだ足りていない。県においては、例えば、県の各地域農林水産事務所の職員が、集落の公民館等農家が参加しやすい場所での説明会や戸別訪問等により、直接対面で、制度の周知・啓発を図ることが効果的であると考えられるため、対応を検討されたい。

### ▲ 畜産における経営継承支援策の強化について(40 頁)

県の畜産において、高齢化や後継者不足が課題となっているため、当該実態を十分に把握したうえで、畜産におけるマッチング施策を率先して周知・啓発を行うとともに、関係団体と連携した施策の実施についても検討されたい。

### ▲ 農家の法人化支援施策の強化について(40, 41 頁)

個人経営が大部分を占める農業経営が法人化されれば、経営・財務上のメリットとともに、後継者を親族に限定して考える必要がなくなり、経営が円滑に継承されることに寄与するものと考えられるため、県は、農家の法人化推進体制を整備し、税理士や中小企業診断士など法人化・経営継承に関する専門家派遣等の取組を推進されたい。

### ▲ 水産資源管理の継続的な努力及び啓発について(41, 42, 227～231 頁)

県においては、水産試験場での海洋資源の試験研究等を通して資源管理に取り組んでおり、それぞれのケース毎に効果的で実施可能な対応を総合的に検討・実施することによって、水産資源の適切な管理に努めていくとともに、この取組が一般消費者の方々にも正しく理解されるよう、水産エコラベル等を通じて、資源管理によるメリットを啓発していくことが望まれる。

### ▲ 長期的な視点による森林資源の循環利用について(42, 43, 262, 263, 272, 273 頁)

我が国の森林資源は、戦後造成された人工林が利用期を迎えつつあり、循環利用の観点からは木材を積極的に収穫（伐採）して、その利用を拡大していくことが求められる状況にある。県においては、「植える→育てる→使う→植える」というサイクル、すなわち、長期的な視点による森林資源の循環利用を推進するため、主伐を含めた木材生産量の目標を設定するとともに、林業労働者の確保についても引き続き検討し、それらの実施状況を評価していくことが望まれる。

## 【外部監査の結果—個別的事項—】

### ■ 排水機維持管理事業チェックシートの記載誤りについて[西三河農林水産事務所](85 頁)

一部排水機場について排水機維持管理事業チェックシートを閲覧したところ、実績額を記載しなければならない欄に、見込

み額を記載していたという誤りが発見された。当該誤りが生じた原因は、希望地区調書及び補助金交付申請書を検査する際に、チェックシートと領収書等の証拠書類の照合を一部行わなかったことによるものと思われる。結果として、交付額は交付要綱の規定に収まっているものの、本来交付されるべき金額と誤差が生じているため、照合を適切に行う必要がある。

### ▲ 農業大学校学生寮建築工事に係る事業者選定支援業務の契約業者選定方法について[農業経営課](148 頁)

当該業務について、県は、公共工事（建築工事）発注者支援機関認定団体のうち、設計・施工一括発注方式による集合住宅の施工実績及び総合評価落札方式での技術的審査補助業務の実績がある唯一の団体との間で、地方自治法及び県財務規則の規定に基づき、随意契約を締結した。しかし、同業務の実績はないものの同支援機関認定団体が県内に他に2団体あった。実績の有無を元に1者との随意契約とするのではなく、少なくとも相見積りにより金額の妥当性を検討することが考えられたため、今後このような案件についての業者選定や金額の妥当性の確認にあたっては、より慎重な検討が望まれる。

### ■ 代位弁済手続遅滞分の遅延損害金の支払について[愛知県農業信用基金協会](174 頁)

協会は融資機関との債務保証契約に基づき、債権者たる融資機関に対して原契約の延滞発生日から代位弁済日まで、1年分を上限として年14%の遅延損害金を支払うこととなっている。抽出した代位弁済の案件において、最長328日分の遅延損害金を支払ったものがあつた。原因は、延滞発生日から代位弁済請求日まで276日、さらに請求日から履行日まで52日を要していたことである。協会は当該延滞の発生は認識していたため、延滞発生後276日間経過していることについて十分留意し、請求事務を円滑に行うよう、融資機関に指導しておく必要があつた。また、請求日から履行日までの遅延損害金についても、52日のうち39日は当該融資機関による書類不備が原因であつたため、協会にとって本来不要な支出となっている。

### ▲ 遅延損害金の支払について[愛知県農業信用基金協会](174 頁)

上記のとおり、協会は債権者たる融資機関に対して原契約の延滞発生日から代位弁済日までの遅延損害金を支払うこととなっており、延滞が発生すると遅延損害金は全額確実に融資機関に支払われることになるため、遅延損害金まで含めて代位弁済することの経済的合理性に疑問がある。例えば、代位弁済の対象とする遅延損害金について見直しを行い、それにより捻出される財源を利用して保証料率を引き下げること等、農家への金融支援及び農業振興に資する方策を検討することが望ましい。

### ■ 薬事監視台帳の記載ルールについて[中央家畜保健衛生所](192 頁)

薬事監視台帳を閲覧したところ、「改善状況等」が記載されていないものが多数見受けられた。また、これらの中には、同様の指導事項を繰り返し指摘されている事例が散見された。このうち6回連続で指定外品目販売の違反を指導されている事例もあつた。立入検査の指導時又は適切な期間内に改善状況等が確認されない場合、指導すべき違反が繰り返され、指導業務の目的が達成されないリスクが高まると考えられるため、薬事監視台帳の記載ルールを再認識し、改善状況等の適正な記載について徹底を図られたい。

### ▲ 仕組債の保有について[愛知県水産振興基金](246 頁)

水産振興基金の運用対象商品は、銀行等への円建て預貯金、あるいは日本国債、国内地方債又は日本政府保証債（円建ての固定利付債に限る。）に限定されているが、資金運用規程の平成25年6月の改正までは、仕組債での運用も可能であり、当該改正の経過措置として、現に運用している資産が償還されるまでの間は、従前の例によるため、平成26年度末において4銘柄20億円の仕組債を保有している。当該仕組債はすべて平成24年度以前に購入したものであり、下限金利が0%で元本を毀損する可能性はなく、平成26年度末において時価が帳簿価額を上回っているため問題はない。しかしながら、状況の変動によっては、利息受取額がゼロとなるリスクがあり、償還までの期間が30年近くに及ぶことを踏まえると、具体的な対応方法等について検討することが望まれる。

### ■ 劇物における「物品管理簿」と現物の不一致について[森林・林業技術センター](287 頁)

森林・林業技術センターで保管されている毒物及び劇物については、毎月1回、「物品管理簿」と現物の照合を行っている。現物の確認を行ったところ、劇物のうち、塩化不燃物（IV）の未使用1本が、誤って塩化バリウムの物品管理簿に記録されており、1年以上に渡って「物品管理簿」と現物の不一致となっていた。よって、「物品管理簿」と現物の照合作業の徹底を図る必要がある。